

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和5年度活動結果概要

令和5年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 法令違反に関する通報等の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と各種建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

令和5年度は、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報等が335件あり、その内訳は次の通りでした。

【内訳】

- 法令違反に関する疑義・・・・・・・・・・54件
- 不払い相談・・・・・・・・・・52件
- 社会保険加入に関する相談・・・・・・31件
- 契約関係・・・・・・・・・・15件
- 建設業法に関するその他相談・・183件

2. 建設業者への立入検査等

(1) 立入検査

令和5年度は、国土交通大臣許可業者1業者、都道府県知事許可業者1業者に立入検査を実施しました。（国土交通大臣許可業者に対しては所在地都道府県庁、都道府県知事許可業者に対しては許可行政庁たる都道府県庁との合同立入検査）

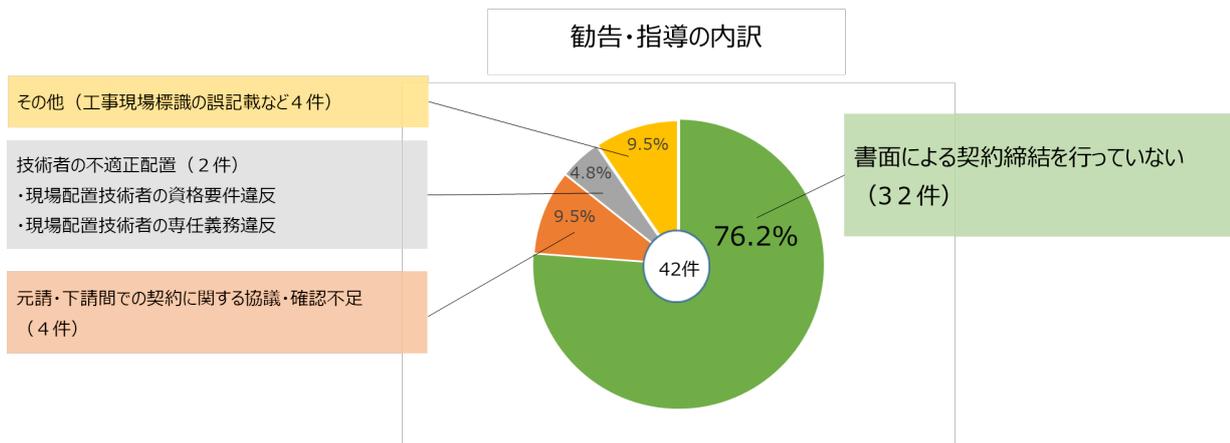
(2) 報告徴取

令和5年度は、国土交通大臣許可業者5業者に報告徴取を実施しました。（前年度からの継続分含む）

立入検査・報告徴取の結果、建設業法における義務規定違反があった1業者に対し改善のための文書勧告を実施し、改善報告を求めました。また、努力義務規定違反等があった3業者に対し改善のための文書指導を実施しました。また、通報・相談が寄せられた内容に応じて、必要があると認められた場合には口頭指導を実施しました。

文書勧告及び指導において改善を求めた事項は8件で、また口頭指導により改善を求めた事項数は34件あり、合わせて42件の勧告・指導を行っています。

このうち書面による契約を行っていないことが32件(76.2%)を占めていました。



なお、報告徴取を行った5業者のうち4業者に対して監督処分を実施しました。

（3）監督処分

令和5年度は、4業者に監督処分を実施しました。

- 「指示処分」 2業者 建設業法・労働安全衛生法違反
- 「営業停止処分」 3業者 建設業法・刑法違反・労働安全衛生法違反

※1業者に対し複数の処分を行うことがあるため、処分数と処分業者数は一致しない場合があります。

（4）モニタリング調査

請負代金や工期などの契約締結の状況についてモニタリング調査として、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況、工期に関する協議状況、工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事实績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況確認などについて、38件の元請・下請工事を対象としたヒアリングを実施しました。

このヒアリングを通じて、元請業者に対して、一方的な値引き・原価割れ・不当に安い労務費等の不適切な取引を行うことがないように要請するとともに、昨今の資機材価格高騰を踏まえ、適切な価格転嫁に向けた発注者との協議、元下間の協議、についても要請しました。また、一部の調査においては、労働基準監督署職員が同行し、罰則付きの時間外労働の上限規制の周知等により長時間労働の是正に向けた自主的な改善を促しました。

3. 「建設業取引適正化推進期間（10～12月）の取組

建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進期間』（10～12月）には、許可行政庁と連携のうえ、1業者（管内都道府県知事許可業者）に対して合同立入検査を実施しました。

また、中国地方整備局と管内各県の共催により、改正建設業法の内容を中心とした「建設業法に関する講習会」を8回開催し、各県労働局から時間外労働の上限規制に関する説明も行き、建設業関係者を中心に延べ466名に参加いただきました。なお、講習会に参加できなかった方が聴講できるよう講習会の動画をホームページに載せました。

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和6年度活動方針

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成19年の創設以来、「駆け込みホットライン」の開設をはじめ、建設業者が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」、受発注者間の取引適正化のための「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」、中国地方整備局策定の建設業法を遵守した適正な施工体制を確保するための「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」の周知、立入検査の実施等を通じ、建設工事の請負契約における発注者と元請負人、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めている。

本年6月に、改正建設業法が公布され、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための措置が講じられた。総価としての請負代金については、注文者（発注者及び元請負人をいう。以下同じ。）が指値発注などにより、請負人と不当に低い請負代金で契約することが禁止されているが、これに加え、今後は、国が示す「適正な労務費の基準」を著しく下回る労務費の見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約が禁止されることから、こうした新たに措置されたルールを遵守して、適正に価格交渉を行うことにより、適正な労務費の確保とその行き渡りを図っていく必要がある。

このため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、価格交渉に係る既存ルールの徹底や新ルールを踏まえた適切な対応、不適当な取引の改善を強く求めていく必要がある。

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部においては、今年度、下記により、建設Gメンをはじめとした、法令遵守に関する活動を進めていくものとする。

1. 建設Gメンの实地調査

(1) 運用方針

建設Gメンの实地調査は、広く取引実態を把握した上で、その後の改善指導等に繋げていく観点から、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、業界全体を対象に実施していく。その上で、实地調査をより効率的に行うため、書面調査を大幅に拡大し、そこで把握した疑義情報や、「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用して、違反の疑いのあるものを優先して実施し、注意喚起などの改善指導を行っていく。また、下請Gメンが収集した確度の高い疑義情報を活用し、取組をより効果的に行っていく。

实地調査により違反のおそれを把握した場合には、建設業許可部局による強制力のある立入検査等に繋げていくなど、運用の工夫を行いながら、実効性を確保していく。

(2) 主な調査内容

これまで、注文者による指値発注や一方的な請負代金の減額など、総価としての請負代金に係る不適正な取引行為について、主に調査を行い、その改善を図ってきている。

他方、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）が策定されており、労務費の価格交渉について、注文者と受注者のそれぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として示されている。例えば、注文者に対しては、受注者から取引価格の引き上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくことなどが採るべき行動として示されているが、特に、注文者が本指針に沿わない行為をした場合、独占禁止法上問題となりうるため、本指針に基づいた適切な対応が強く求められている。

また、改正建設業法が公布され、国が示す「適正な労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる額への変更依頼・請負契約の締結が禁止されるとともに、資材価格等の高騰に伴う請負代金変更に係る協議ルールの整備など、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための措置が講じられた。新たに措置されたこれらのルールの施行を見据え、当該ルールに係る取引実態を先行的に調査するとともに、新

ルールを踏まえた適切な対応、不適当な取引の改善を強く求めていく必要がある。

加えて、本年4月から、建設業に対する時間外労働規制の適用が始まった。今後は、長時間労働の是正はもとより、週休2日（4週8休含む）の確保をはじめとした、適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していく必要がある。

以上を踏まえ、今年度、建設Gメンの実地調査は、請負代金、労務費、工期の3点に重点をおいて、発注者、元請負人、下請負人に対して、主に以下について調査をし、不適当な取引に対して改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図っていく。

なお、実地調査の対象工事において、建設資材業者や運送事業者などの建設工事の関連事業者との取引がある場合には、できる限りその内容も調査するとともに、適切な配慮を呼びかけていく。

① 適正な請負代金・労務費の確保

技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、適正な請負代金による契約が不可欠である。

注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人と不当に低い請負代金で契約することは禁止されているが、これに加え、今後、改正建設業法により、建設業者が「適正な労務費の基準」を著しく下回る労務費で見積りを行うことや、注文者が当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更を依頼し、契約をすることが禁止される。

そのため、労務費の交渉に係るこれらの新たなルールの施行を見据え、建設業者が注文者に提出した労務費の見積りの算出根拠や算出した見積額が不適当な金額となっていないか、注文者が労務費の見積額の変更を依頼した場合には当該変更後の労務費の算出根拠、当該算出した見積額が不適当な金額となっていないか等について確認を行う。また、総価としての請負代金が不当に低くなっているか、見積りから請負代金の決定に至るプロセスにおいて、指値発注など注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していないかについて確認を行うとともに、新たなルールについて周知をし、適切な対応を呼びかけていく。

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、通報による法令違反情報収集の重要な窓口でもあり、ひいては法令違反を未然に防止する機能も持ち合わせることから、その積極的な活用を促す。

また、昨年10月から、インボイス制度が開始されている。これまでも、元請負人が、免税事業者である下請負人との取引において消費税相当額を一方的に減額することや、元請負人が下請負人に課税事業者への転換を要請し、それに応じて転換したにもかかわらず、元請負人が下請負人と協議することなく、一方的に単価を据え置くことは、建設業法や独占禁止法上問題となりうる旨周知してきている。実地調査においては、元請負人に、こうした不適当な取引行為がないかを確認するとともに、改めて、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどについて周知する。

② 適切な価格転嫁

労務費を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うためには、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行うとともに、元請負人は、直接の取引先である下請負人が再下請負人との取引において適正な価格を設定すべき立場にあることを意識しながら価格交渉に臨むことが重要である。

労務費の価格交渉については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、注文者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として示されていることを踏まえ、これらの行動が適切に採られているかを確認するとともに、注文者が指針に沿わない行動をしていた場合には、独占禁止法に抵触するおそれがある

ることから、必要に応じて、公正取引委員会に情報提供を行う。

また、契約締結後に、下請負人の責めに帰さない理由により、施工に必要な経費が上昇した場合などは、元請負人と下請負人で適切に請負代金の変更協議を行い、価格転嫁を行う必要があることから、当該変更協議の実施状況や、変更協議を申し出るための請負代金の変更規定が設定されているか否か等の確認を行う。

さらに、改正建設業法により、資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議を円滑化するため、請負代金変更の協議ルールが整備されたことを踏まえ、受注者から注文者に対する変更協議の申出の状況や、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況等について確認を行うとともに、新たなルールについて周知をし、適切な対応を呼びかけていく。

③ 適正な工期の設定

適正な工期設定による働き方改革を推進する観点から、本年3月に「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）が改訂され、建設業者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積提出に努めなければならないこと、また、発注者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積が建設業者から提出されたときは、その内容を尊重することなどが明記された。

これらを踏まえ、請負契約（工期変更に伴う契約変更を含む。）の締結の際に、建設業者が工期の見積りを適正に行っているか、また、建設業者が見積もった工期が実工期に反映されているか、実工期による時間外労働の状況等について確認を行うとともに、工期の設定にあたって考慮した「工期に関する基準」の内容等を確認する。

また、効果的に調査を行う観点から、昨年度に引き続き、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施する。

④ 適正な下請代金の支払い

技能労働者の雇用の安定を図る上で、下請代金を現金で支払うことは重要である。建設業法では、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならない旨規定するとともに、元請負人が特定建設業者である場合には、「割引困難な手形」で下請代金を支払うことを禁止している（建設業法第24条の6第3項）。

これらを踏まえ、請負契約において少なくとも労務費相当分については現金払とするよう支払条件を設定しているか、支払において手形を併用する場合には、「割引困難な手形」となっていないか、また、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか等について確認を行う。

また、本年11月から、下請代金支払遅延等防止法における「割引困難な手形」の運用が変更され、公正取引委員会においては、手形の期間が60日を超える手形を「割引困難な手形」として指導の対象にすることとしている。これを踏まえ、建設業法第24条の6第3項の「割引困難な手形」についても、本年11月から、手形の期間が60日を超える手形を、同項が禁止する「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして、指導の対象にすることとしている。この手形期間の短縮については、これまでも、建設業法令遵守ガイドラインや各種通知等を通じて周知を図っているが、11月の運用開始に向けて、周知の徹底を図っていく。その際、政府の方針として、令和8年の約束手形の利用廃止に向けて取組を促進していく旨が閣議決定されていることをあわせて周知するとともに、下請契約のみならず、発注者を含めたサプライチェーン全体で、手形の期間短縮等の支払手段の適正化や、前払い比率を高める等の支払条件の改善を図っていく必要があることから、実地調査等を通じて発注者等に適切な対応を求めていく。

2. 相談等への対応及び法令違反情報の収集

【目的】

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、通報による法令違反情報収集の重要な窓口でもあり、ひいては法令違反を未然に防止する機能も持ち合わせることから、その積極的な活用を促す。

【目標】

中国地方整備局管内の建設業者（約 29,800 業者。うち国土交通大臣の許可を受けた建設業者約 600 者、県知事の許可を受けた建設業者約 29,200 業者。）に対して、各種相談窓口の周知を強化するとともに、寄せられた情報については該当県に情報提供を行う等、その後の指導に有効活用する。

【取組】

（1）各種相談窓口の周知

- ① 建設業者への書類送付の際に、各種相談窓口の案内リーフレットを同封する（電子申請の場合は審査後に送付する）ほか、立入検査等及び各種講習会等で各種相談窓口について紹介する等、様々な手法により周知を行う。
- ② 管内各県にも各種相談窓口の周知を要請する。
- ③ 中国地方整備局内の発注部局と連携し、発注者協議会や各種講習会を通じて各種相談窓口の周知を行う。

あわせて、建設工事の請負契約を巡る元請・下請間での苦情、トラブルの相談に応じ、紛争の解決や、以後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行う「建設業取引適正化センター」について、その認知の向上に向けて、一層の周知を図る。

（2）相談及び通報対応

各種相談窓口を通じて得られた個別の相談及び通報事項に対し、適切に対応する。

特に建設Gメンで行う4つの調査事項に関する情報については、実地調査への展開を見据え有効に取扱うものとする。

なお、建設業法第24条の5「不利益取扱いの禁止」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取組を実施する。また、通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを行う。

（3）収集した情報の分析反映

各種相談窓口を通じて得られた情報の分析を行い、講習会等における周知、関係機関への情報提供や、「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」に分析結果を反映させる。

3. 立入検査の実施

【目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令違反の未然防止、法令違反の早期発見・早期是正、請負契約の適正化を目的とする。

【目標】

立入検査は、年間を通じて、機動的・効率的かつ効果的に実施する。

立入検査の対象となる建設業者は、相談通報窓口への通報をはじめ、様々な情報に基づき

選定する。

また、都道府県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査については、許可行政庁である都道府県と連携を図る。

【取組】

(1) 立入検査の実施

立入検査の実施にあたっては、建設業関係法令及び「建設業法令遵守ガイドライン」等に則り、幅広く検査を行う。なお、立入検査を通じて得られた結果等を踏まえ、必要に応じて、元請事業者、発注者に対して事実確認や注意喚起等を行う。

(2) 対象業者の選定

立入検査は、次の選定基準に該当する建設業者を中心に実施する。

- ① 各種相談窓口に通報等が寄せられた建設業者
- ② 営業所の実態又は技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設業者
- ③ 新たに国土交通大臣の許可を受けた建設業者
- ④ 過去に勧告等を行った建設業者（フォローアップ検査）
- ⑤ 下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設業者
- ⑥ 建設Gメンによる実地調査で法令違反のおそれを把握した建設業者

(3) 管内各県との連携

管内各県と連携し、県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査あるいは大臣の許可を受けた建設業者に対する立入検査を合同で実施する。

また、管内各県に対し、立入検査を行うための支援として、立入検査に必要な情報やマニュアル等の提供を行う。

(4) 立入検査結果の公表

立入検査終了後、検査結果を速やかに集計し、「法令遵守情報サイト」に掲載する。

4. 建設業関係法令等の周知及び遵守促進（建設業取引適正化推進期間（10～12月）における取組を含む）

【目的】

建設業関係法令等の周知及び遵守促進に関する取組は、元請・下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要である。また、下請負人となる機会の多い建設業者における関係法令等の理解が不十分との指摘がある。これらを踏まえ、より多くの建設業者等に対し、建設業関係法令等の周知及び遵守促進を図る。

特に今年度は、改正建設業法が公布されたことを踏まえ、普及啓発に関する活動の強化に努めるものとする。

【目標】

建設業取引適正化推進期間講習会を着実に実施するとともに、様々な機会を捉えて業界に対し、建設業関係法令の周知拡大を行う。

【取組】

(1) 建設業取引適正化推進期間（10～12月）における取組

- ① 建設業取引適正化推進期間講習会の開催
 - ・ 建設業関係法令等の説明を行い、法令遵守を促す。
 - ・ 建設業取引適正化推進期間中に、管内各県において開催する。

- ・ 多数の聴講者を募集するため、管内各県をはじめ建設業協会、行政書士会、民間発注者団体、各種協議会参画メンバー等多方面にパンフレットの配布、ホームページや会報誌への掲載を依頼して、講習会開催の周知を図る。
 - ・ 都道府県知事許可や一般建設業許可の建設業者に対しては、重点的な聴講の呼びかけと勧誘を要請する。
 - ・ テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行う。
- ② 建設Gメンについても、当該期間を「集中期間」と位置づけ、とりわけ重点的に取組を行うものとする。

(2) 上記以外の講習会等での取組

各種講習会や出前講座の場を積極的に活用し、テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行い、建設業関係法令等の周知を図る。

(3) 立入検査等での取組

建設Gメンの実地調査や立入検査の際に、建設業関係法令等の説明を行い、法令遵守を促す。

(4) ホームページを活用した取組

中国地方整備局ホームページに設置している「法令遵守情報サイト」(<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/shidou>)の掲載情報を適切に更新し、より充実した内容とする。また、上記(1)①、(2)及び(3)に掲げる機会を通じて、「法令遵守情報サイト」の周知に努める。

(5) 発注担当者に向けた周知

引き続き、発注担当者にも建設業における法令遵守の理解浸透を図るため、公共工事及び民間工事の発注者に、改正建設業法の目的・内容のほか、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努めるとともに、建設業の働き方改革への理解浸透のため、リーフレット「建設工事における適正な工期の確保について」も周知に努める。
また、発注担当者からの相談に対し、適切に対応する。

(6) 建設業法令遵守における新規事項の周知

改正建設業法で新たに規定された「労務者の処遇改善」のための著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼及び原価割れ契約の禁止や、「資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止」のための請負契約前後のルール化、「働き方改革と生産性の向上」のための工期ダンピング対策及びICTを活用した技術者の専任義務の合理化等について、法令に則った適切な取扱いがなされるよう上記(1)①、(2)に掲げる講習会等の機会を通じて周知する。

5. 関係機関との連携

- (1) 時間外労働規制の適用が始まったことも踏まえ、昨年度に引き続き、各県労働局や労働基準監督署と連携して、「各県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」の開催などを通じ、建設業者や民間発注者等に対して、適正な工期設定を働きかけていく。
- (2) 建設関係団体との情報・意見の交換を積極的に行い、そのなかで、改正建設業法により措置された、新ルールを踏まえた適切な対応を強く求めていくとともに、研修会を合同で開催するなど、新ルールの周知に努める。

- (3) 不良・不適格業者に対しては、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同立入検査の実施、営業状況の継続的な把握等について、地方整備局と都道府県の建設業許可部局間で連携・協力して対応するほか、必要に応じて、関係部署と連携して適切な対応を図る。

6. その他

- (1) 技能労働者とその技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備等を図る観点から、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- (2) 資源有効利用促進法の省令改正により、対象工事の元請業者に対して、建設発生土の搬出先等を記載した再生資源利用(促進)計画書の発注者への説明と建設現場への掲示、搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の事前確認及び最終搬出先までの確認等が義務化されたことを受け、当該制度の周知を図るとともに、適切な対応を促す。
- (3) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人(施工体制台帳等の作成が義務付けられている工事を発注者から直接請け負った建設業者)は、当該工事の施工に従事する全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書(写し)の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳等を作成しなければならないことなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。